

小田原市自殺対策計画の策定について

1 小田原市自殺対策計画（素案）の概要

(1) 目的

「小田原市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）は、本市の自殺の特徴を踏まえ、今後の自殺対策における方向性や取組を定めることを目的とする。

(2) 位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定による市町村自殺対策計画として定めるとともに、上位計画である第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」や住民の健康の増進を推進するための「小田原市健康増進計画」などとの整合性を取るよう位置付ける。

(3) 期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年）から平成34年度（2022年）までの4年間とする。

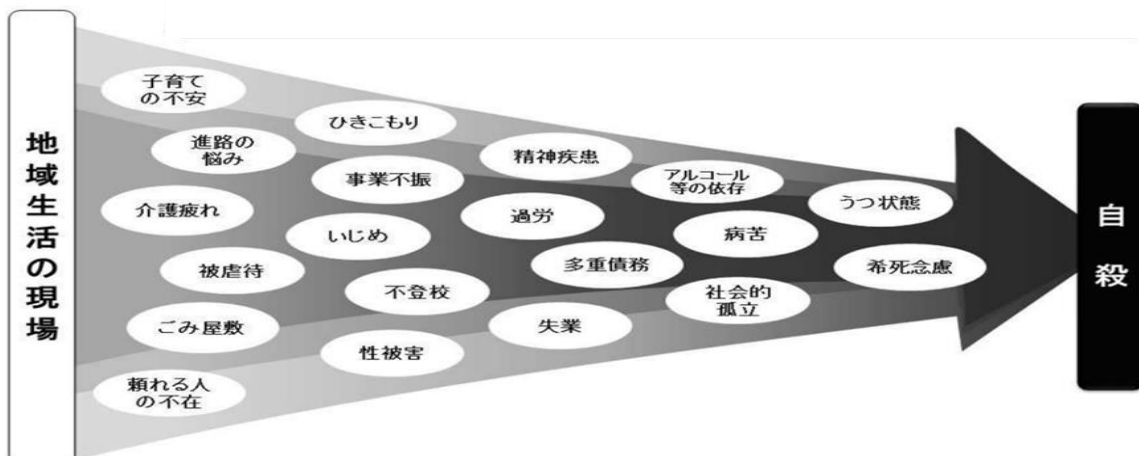
(4) 本市の自殺の特徴（平成24年度から平成28年度までのデータから）

- ア 自殺死亡率は、これまで概ね減少傾向にあるが、国、神奈川県を上回る。
- イ 性別・年齢別自殺死亡率は、神奈川県全体と比べ、男性は20代、40代及び60代以上、女性は60代及び80歳以上の高齢者が顕著に高い。
- ウ 性別、年齢別、職業・同居人の有無で自殺者数を見ると、「男性60歳以上、無職同居」が多い。

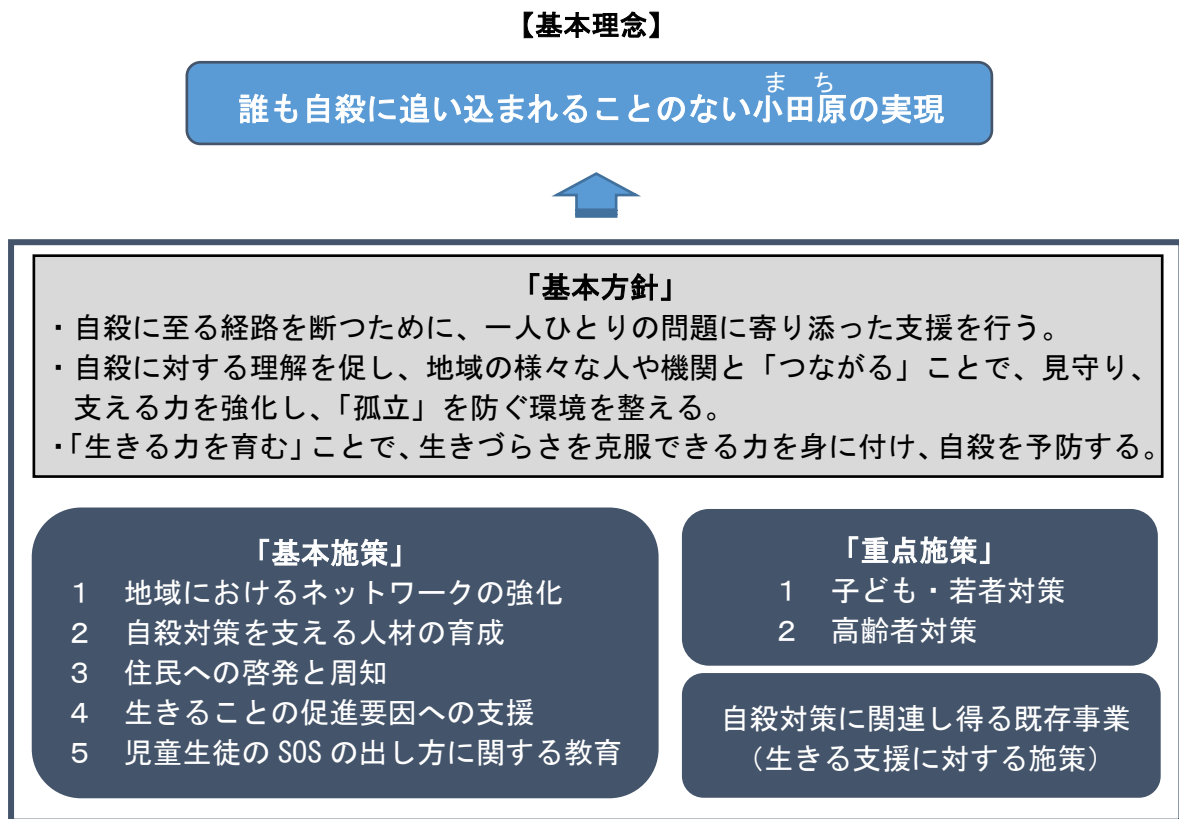
(5) 基本理念等

計画の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現を目指す。」とし、次の3つの基本認識等に基づき、施策を展開する。

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺対策は継続して取り組むべき課題である。
- ✓ 各関係機関が連携して、地域レベルの実践的な取組を推進する必要がある。



(6) 施策の体系イメージ



(7) 目標

「自殺を考えている人を、一人でも多く救う」ことを目指すこととし、当面の数値目標として国や神奈川県目標数値を踏まえ、自殺死亡率（人口動態統計）を平成28年の17.6を基準に、4年間で12%以上減少させ、平成33年(2021年)に15.4以下とする（自殺死亡率は、人口10万人対）。

(8) 推進体制及び進行管理

小田原市自殺予防対策庁内連絡会議において情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進するとともに、庁内担当課や関係機関等との協力のもと、本計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映する。

2 今後の予定

- (1) 平成30年12月14日から
平成31年 1月15日まで パブリックコメントの実施
- (2) 平成31年 2月13日 第3回小田原市自殺対策計画策定検討委員会
- (3) 平成31年 3月 計画策定